

☎0120・161624(無料)

心身障害者の方への事業および行事などの情報を毎月1日と15日に内容を更新してお知らせします。(24時間)。

資源保護のため
再生紙を使用しています。

平成5年 12/5

(1993年)

No.906

発行: 東京都豊島区 編集: 企画部広報課 〒170 豊島区東池袋1-18-1 ☎3981-1111 <毎月5・15・25日発行>

元気で仲よし

保育園の4月入園の申込みは2月1日まで

明るい笑顔

申込みは
まで(区外の保育園に入園を希望する場合は、2月1日まで)

保育園は0歳から就学前までの「保育に欠ける」家庭の児童を保育する福祉施設です。現在、区には公立、私立合わせて41の保育園があり、約3千200名の乳幼児が元気に通園しています。

保護者が、①日中、家庭の外で仕事をしている②日中、家事以外の仕事をしている③死、亡行方不明④出産(前後5か月以内)⑤病気あるいは体に障害のある方の介護にあたっているなどそのため、ほかに保育する人がいない場合です。

保育に欠けるとは

保育園は0歳から就学前までの「保育に欠ける」家庭の児童を保育する福祉施設です。現在、区には公立、私立合わせて41の保育園があり、約3千200名の乳幼児が元気に通園しています。

各保育園の保育時間は左下表のとおりですが、保護者の労働時間そのほか各ご家庭の状況を考慮して決定しますので、ご相談ください。

夜型延長保育については午後7時以降も保育の必要な方が対象です。

保育園在園児童の保護者の方へ

入園時に申請書に添付している書類は、入園期間中、毎年提出していただくことになります。1~2月ごろお知らせしますので、その年度の納税関係書類を大切に保管しておいてください。

△申請書に添付する書類: ①平成5年度の住民税納税通知書または課税(非課税)証明書②所得証明書(同一生計世帯の父・母・祖父・祖母等扶養義務のある方はすべて必要)③他の証明▽勤めている方→平成5年分の源泉徴収票▽自営業の方→平成4年分の確定申告書の写し▽内職をしている方→内職先からの平成5年中の支払証明▽それ以外で働いている方→平成5年の収入を証明できるもの

▽就職が決まっている方→採用証明▽出産予定の方→母子健手帳または診断書▽病気やその看護の方→診断書▽固定資産税を納めている方→平成5年度の納税通知書または課税証明書(都税事務所発行のもの)

保育時間

①平成6年1月13日(木)午後2時30分~3時30分 要町第一区民センター
②平成6年1月14日(金)午後1時30分~3時 勤労青少年センタ

種別	保育時間	保育園
通常保育	午前8時30分~午後5時(8時間以内)	全国
特別保育	午前7時30分~午後6時(区内保育園の0歳児は第9カ月から)	全国
延長保育	午前7時30分~午後7時	指定14園
夜型延長保育	(開園時間)午前8時30分~午後10時	しいの実保育園

(延長保育は0歳児を除く)

△詳細: 東福祉事務所 ☎394-62511、西福祉事務所 ☎394-5531

○対象: 入所を希望する子ども達の保護者など

施設名	所在地	0歳	1歳	2歳	3歳	4~5歳	計
△ 駒込第一保育園	駒込7の7の22	9	8	4	4	9	34
△ 駒込第二保育園	駒込5の1の3	10	1	8	4	11	34
△ 駒込第三保育園	駒込2の2の3	9	3	3	3	6	24
△ 巣鴨第一保育園	巣鴨3の15の20	—	9	10	8	18	45
△ 巣鴨第二保育園	南大塚2の9の1	—	7	2	3	7	19
△ 西巣鴨第一保育園	北大道3の12の12	9	3	5	8	11	36
△ 西巣鴨第二保育園	西巣鴨1の1の13	9	5	4	4	15	37
△ 西巣鴨第三保育園	西巣鴨1の2の14	10	5	5	4	9	33
△ 南大塚保育園	南大塚2の36の3	10	0	7	2	4	23
△ 東池袋第一保育園	東池袋2の60の19	9	4	5	7	9	34
△ 東池袋第二保育園	東池袋2の34の1	9	5	8	4	3	29
△ 南池袋保育園	南池袋3の17の2	9	4	1	5	6	25
△ 池袋第一保育園	上池袋3の39の11	10	3	2	3	6	24
△ 錦司ガ谷保育園	錦司ガ谷1の34の5	9	4	2	5	8	28
△ 高田保育園	高田1の24の14	9	2	4	9	12	36
△ 目白第二保育園	目白2の23の9	10	3	4	6	8	31
○ 若草保育園	南大塚1の10の3	20	13	16	50	99	
○ マハヤナ保育園	西巣鴨2の36の17	—	—	7	9	14	30
△ 西池袋第一保育園	西池袋2の25の20	8	6	3	3	31	51
△ 西池袋第二保育園	西池袋4の22の18	8	6	3	7	27	51
△ 池袋第二保育園	池袋本町3の4の5	8	6	4	10	21	49
△ 池袋第三保育園	池袋3の58の15	7	6	3	1	31	48
△ 池袋第四保育園	池袋4の15の10	9	5	2	7	23	46
△ 池袋第五保育園	池袋3の26の22	10	3	4	3	35	55
△ 池袋本町保育園	池袋本町4の1の14	11	1	6	2	18	38
△ 目白第一保育園	目白5の18の2	8	6	6	2	28	50
△ 南長崎第一保育園	南長崎5の18の7	10	3	4	3	20	40
△ 南長崎第二保育園	南長崎2の3の21	7	3	5	2	23	40
△ 長崎保育園	長崎3の7の7	7	6	2	5	25	45
△ 千早第一保育園	千早1の31の5	8	4	7	3	31	53
△ 千早第二保育園	千早4の6の14	9	7	2	5	24	47
△ 要町保育園	要町3の17の11	9	4	5	6	27	51
△ 高松第一保育園	高松3の10の7	—	13	6	6	22	47
△ 高松第二保育園	高松1の7の13	8	4	6	2	25	45
○ みのり保育園	池袋本町3の29の9	—	8	3	4	14	29
○ 豊島保育園	南長崎3の9の8	—	—	10	13	33	56
○ 植名町ひまわり保育園	南長崎3の35の8	10	0	0	0	7	17
○ 愛の家保育園	長崎4の11の3	—	6	3	5	19	33
○ 千早こどもの家保育園	千里3の37の14	8	0	5	3	9	25
○ しいの実保育園	長崎4の15の3	5	0	0	0	5	10

平成6年4月1日入園予定児童数

(注意)○印は私立保育園です。○歳児については、公立は△印が産休明け、ほかは△印は延長保育(夜)は夜型延長保育指定園です。

△対象: 入所を希望する子ども達の保護者など

△詳細: 東福祉事務所 ☎394-62511、西福祉事務所 ☎394-5531

△対象: 入所を希望する子ども達の保護者など

△詳細: 財政課 内線2121

△対象: 入所を希望する子ども達の保護者など

△詳細: 財政課 内線2121

△対象: 入所を希望する子ども達の保護者など

△詳細: 財政課 内線2121

私立幼稚園等に7月以降入園の園児の保護者の方へ

下記の補助金の申請はお済みですか。私立幼稚園を通じて申請書を配布していますが、届かない方はご連絡ください。

入園時補助金

◇対象：平成5年4月以降、私立幼稚園等に入園した園児の保護者◇補助限度額：6万円（在園中1回限り）

幼稚園就園奨励費補助金

◇対象：区内在住幼稚園児の保護者、ただし、平成5年度の住民税の差引所得割額が下表に該当する世帯。課税証明書要添付◇補助限度額：下表のとおり（注）保護者負担軽減補助金後期分は平成6年1月に申請書を配布します。

◇詳細：私学担当内線22213

対象世帯	補助限度額
生活保護世帯および特別区民税非課税世帯	年額 114,000円
特別区民税差引所得割額非課税世帯	年額 89,000円
特別区民税差引所得割額99,200円以下の世帯	年額 51,300円

※脱額は、その世帯の構成員全員の特別区民税差引所得割額の合算額を指します。

「成人の日」のつどいに
参加しましょう

平成6年1月15日(祝)午後1時開式(午後0時15分開場)

東京芸術劇場 ◇対象：昭和48年4月1日までに生まれた区内在住の方◇内容：(大ホール)音楽成人式(演奏／豊島区管弦樂團 指揮／山岡重信 出演／赤木りえ) (大・中会議室)はたちのひろば(①色紙コーン／②写真コーン／③伝言板コーン) ◇案内状は12月上旬に発送する予定です。届かない場合はご連絡ください。なお、開式前と休憩時間にパイプオルガンの演奏があります。

管理係内線3452

お知らせ

豊島区役所 ☎3981-1111

福社

生業資金のご案内

個人事業主の方に、店舗・作業場の改裝費用、設備・機械、器具の購入などの事業資金の貸付けを行っています。連帯保証人が必要です。

◇貸付限度額：220万円まで◇返済方法：6ヶ月の据置期間を含め6年以内(66回返済) ◇貸付利率：年3% (据置期間は無利子) ◇詳細：援護係内線26

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

15～6

(1) 基本理念
すべての区民の人間性が尊重され、だれもが安心して住み続けられるよう、主たる主導権を確立する。

(2) 基本目標
① 生活の豊かさを実感できる住宅・住環境の創造
住宅の水準向上と地域の環境改善を図り、生活の豊かさを実現できる主導・競争づくり

(3) 居住水準の目標
① 生活の豊かさを実感できる住宅・住環境の創造
最低居住水準の早期解消と都市居住型誘導居住水準の達成率の向上を目指します。
施設を進めます。

3 計画の目標

(1) 住宅政策の目標
① 住生活の安定
社会的ハンディキャップを持つ人々が慣れ親しんだ地域で安心して生活ができるよう多様な施策を進めます。

(2) 基本目標
① 生活の豊かさを実感できる住宅・住環境の創造
住宅の水準向上と地域の環境改善を図り、生活の豊かさを実現できる主導・競争づくり

(3) 居住水準の目標
① 生活の豊かさを実感できる住宅・住環境の創造
最低居住水準の早期解消と都市居住型誘導居住水準の達成率の向上を目指します。

2 住宅政策の課題

次の4点を住宅政策の課題とします。

(1) バランスのとれた地域社会の形成

(2) 高齢者等への居住継続支援

(3) 居住水準の向上

(4) 住環境の整備、改善

これは、「東京都豊島区住宅基本条例」の定めにより、住宅政策を総合的・計画的に推進するための基本となる計画です。この計画により、21世紀へ向けて、誰もが安心して住み続けられるとともに、生活の豊かさを実感できる住宅・住環境を目指して、総合的な住宅施策を開いています。

区では、本事業では、島区住宅対策答申に基づいて「マスター・プラン」を策定しました。

(1) 計画第1章の目的
この計画は、地域特性に応じた住宅施策を計画的・総合的に推進するための基本となる計画として策定するものです。

平成3年(1991年)度から平成12年(2000年)度までを前期、8年度から12年度までを後期とします。また、情勢の変化により適宜見直しを行ないます。

4 住宅市街地の整備方向

住宅市街地ゾーンの設定

「豊島区地区別整備方針」に示される土地利用の方針を踏まえ、住宅地のあり方に着目して、六つの住宅市街地ゾーンを設定し整備の方向を示します。

● 下表図3のとおり



(1) 住宅・住環境維持向上ゾーン
良好な低層住宅地として形成されている地域で、住宅・住環境の維持向上を図る地域。

(2) 住宅・住環境整備ゾーン
一般的な住宅地として形成されている地域で、良好な個別更新や総合的・計画的な面的整備により住環境を改善していく地域。

(3) 高齢者等への居住継続支援
社会的ハンディキャップを持つ人々が慣れ親しんだ地域で安心して生活ができるよう多様な施策を進めます。

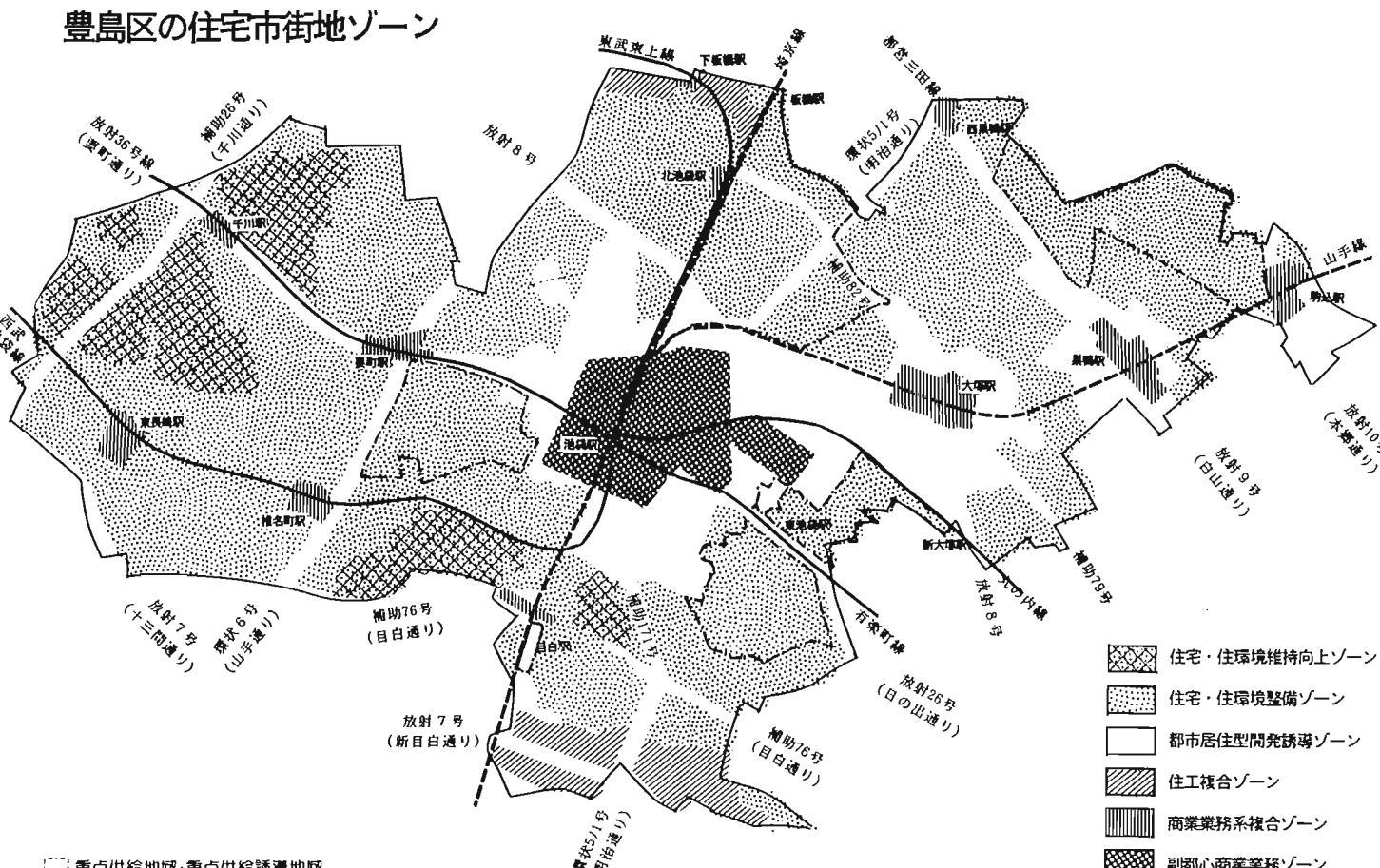
(4) 住環境の整備、改善
生活の豊かさを実感できる住宅・住環境の創造
住宅の水準向上と地域の環境改善を図り、生活の豊かさを実現できる主導・競争づくり

(5) 住生活の安定と福祉のまちづくり
社会的ハンディキャップを持つ人々が慣れ親しんだ地域で安心して生活ができるよう多様な施策を進めます。

(6) 副都心商業業務ゾーン
池袋駅周辺とサンシャインシティおよび両者に挟まれた地域で、広域的な商業・業務機能等、副都心機能の充実を図り、活力と魅力に富んだ個性豊かな生活圈の拠点として整備を図る地域。

図3 住宅市街地ゾーン

豊島区の住宅市街地ゾーン



・住環境をめざして
生きる

豊島区住宅マスター・プラン

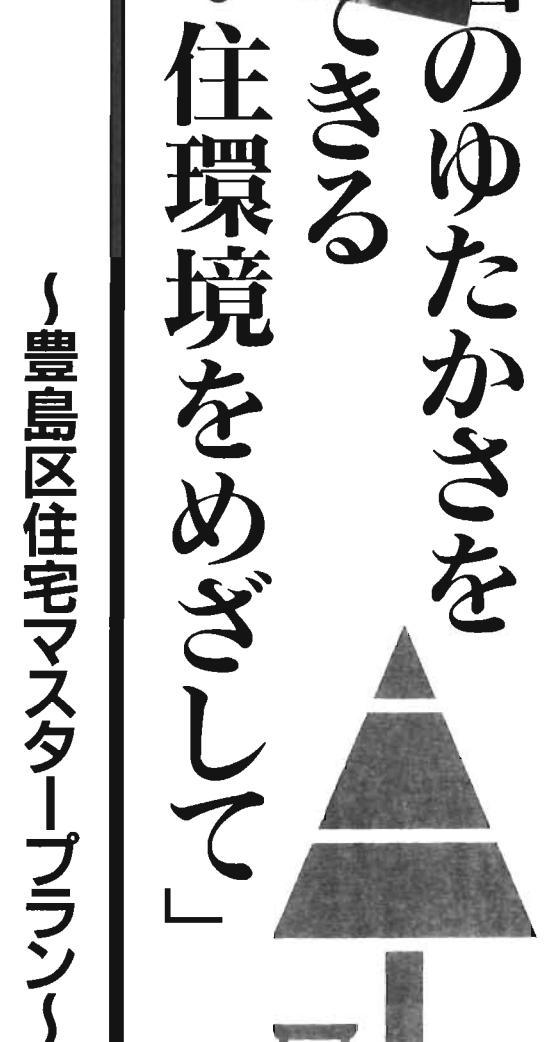


図6 住宅供給プログラム

1 区が開与し供給する住宅

施策種別	計画内容(戸)		
	前期	後期	計
区が直接開与する住宅	区営住宅	200	90
	高齢者住宅	400	180
	障害者住宅	40	15
	従前居住者住宅	90	15
	区民住宅	700	250
	アパート提供(1棟借上げ)	90	90
区が支援する住宅	ケアハウス	100	30
	小計*(1)	1,460	570
	合計	3,280	1,565
	計	1,715	

2 民間住宅改善支援・家賃補助等

家賃補助等	計画内容(戸)		
	前期	後期	計
住宅修繕資金融資あつせん	600	300	300
アパート提供(居室借上げ)	30	20	10
住み替え家賃助成	240	105	135
住宅改造費助成	970	375	595
合計	1,840	800	1,040
総計	5,120	2,365	2,755

*(1) 都営住宅移管分および高齢者住宅と従前居住者住宅の重複分を除く。
*(2) まちづくりとの運動による区民住宅およびまちづくり事業推進のための建築資金融資あつせん・利子補給の重複分を除く。

- ① 公共住宅の供給
- ② 高齢者等への住宅供給
- ③ 良質な民間住宅の供給誘導
- ④ まちづくりと連動した住宅供給

の四つの分野別に、具体的な施策を進めます。
● 下表図5のとおり

- 左表図6のとおり
- 象となる住宅を住宅供給プログラムとして設定します。

5 実施すべき住宅施策

住宅供給プログラム

図5 住宅施策の体系



国民や事業者の参加と協力のもとに、公共住宅の供給など、計画的かつ総合的な施策の展開を図ります。

(1) 区の役割 国民・事業者の参加と協力

住宅施策の推進組織を整備し、国・都・その他関係機関との連携を強化するとともに、住宅に関する相談、情報提供の充実を図ります。

推進体制の整備と財源の確保

(2) 区民の役割 地域社会を構成する一員として、その事業活動を通じて居住環境や住環境水準の向上が図られるよう努めます。

6 計画の実現に向けて

5 実施すべき住宅施策

図1 居住水準の目標

世帯人員	最低居住面積	都市居住型標準居住面積
1人	16m ²	37m ²
1人(中高齢単身)	25	43
2人	29	55
3人	39	75
4人	50	91
5人	56	104
6人(単身者を含む)	62	122
6人	66	112
6人(高齢夫婦含む)	66	129

図2 住環境の誘導目標

- 1) 火災や水害等からの安全性を確保する。特に住宅が集合し、道筋でいる地域については、火災による延焼を防止するため、耐火性能の強化を図るとともに、避難上の安全性を確保する。
- 2) 敷地内および地域における適切なオープンスペースおよび緑地の確保を図る。また、狭い道路を整備し、敷地が適切な幅員の道路に適切に接するように誘導する。
- 3) 住戸および住棟の配列、デザイン等は、地域の特性、文化等に即して、その周辺地域と調和し、良好な都市景観が形成されるよう誘導する。
- 4) 福祉、教育、厚生、農業等の日常生活に対応する各種生活関連施設に対する接近性を確保するとともに、集会所等のコミュニティ施設、健康、文化施設等の利用を享受できる環境づくりを誘導する。
- 5) 中高齢集合住宅については、住戸における十分な通風、採光、プライバシーを確保するとともに、主たる居室が適切な開放性を有するものとする。
- 6) 高齢者や障害者が快適に暮らすことのできる住宅地の形成を誘導する。

けられるよう、住宅と住環境の整備に努め、住生活の安定を図ります。

② 主体的参加の推進

区民一人ひとりが住生活への意識を高め、自らの経験や知識、能力を生かし、潤いのある生活が営めるようになります。

③ コミュニティの形成

区民のだれもが地域の一員として、相互に個性ある生活を認め合いながら、信頼とふれあい

感できる住まい、環境づくりを進めます。

② 地域にねぎした住宅まちづくり

住民の主体的参加により地域特性に応じた個性ある住宅まちづくりを進めます。

③ 住まいづくり

様々な人々が住み続けられるよう、多様な住宅対策を進め、コミュニティの改善、良好環境の維持・形成を支援します。

● 左表図1のとおり

● 左表図4のとおり

● 左表図4のとおり



図4 重点供給地域および重点供給誘導地域

重点供給地域	面積	主な計画・整備手法
① 染井靈園周辺地区	53ha	市街地住宅密集地区再生事業 木造賃貸住宅地区整備促進事業
② 上池袋地区	67ha	市街地住宅密集地区再生事業 木造賃貸住宅地区整備促進事業
③ 東池袋4・5丁目地区	19ha	市街地住宅密集地区再生事業 木造賃貸住宅地区整備促進事業
④ 雑司が谷基地周辺地区	21ha	都市防災不燃化促進事業
⑤ 立教大学周辺地区	38ha	都市防災不燃化促進事業
● 重点供給誘導地域	面積	主な計画・整備手法
⑥ 東池袋4丁目地区	3ha	市街地再開発事業
⑦ 白羽駅東地区	1ha	公団住宅建設事業

● 左表図4のとおり

住宅の供給と住環境の整備を重点的に図っていく地域として重点供給地域と重点供給誘導地域を設定します。

寒い冬を快適に過ごすには、暖房は欠かせません。最近の住宅は気密性が高くなつており、結露の防止や適度の換気・湿度の保持に気を配る必要があります。

暖房機器を上手に使い、健康にも留意して、寒い冬を快適に過ごしません。

上手な 冬の過ごし方

く現象を結露と言います。夜間
冷える北側の窓、壁に結露は多く
発生し、家具類をいためたり
カビ発生の原因になります。
窓ガラス等に付いた水滴は、
そのつど拭き取りましょう。
結露を防止するには、室内に
無駄な水蒸気を発生させないこ
とです。調理時や調理後・入浴
後は必ず換気扇を回しましょう。

波式の加湿器は水タンクを常に清潔にしておかないと、加湿同時に細菌・カビを飛散させ結果となります。

室内の換気や加湿にも注意はらい、寒い冬を快適に過ごしましょう。

◇詳細：池袋保健所☎397-4171、長崎保健所☎1191

3 0 0 2 3 2 1

石油・ガスストーブには燃焼ガスを室内に出すものがあります。この燃焼ガスには炭酸ガス・一酸化炭素・窒素酸化物等の有害物質や大量の水蒸気が含まれており、室内の空気を汚染する原因となります。

木造屋で石油ファンヒーターを1時間つけると、炭酸ガスは3700 ppm(屋外の約10倍)一酸化炭素は6 ppmになるという報告もあります。

室内の空気をきれいに保つため1時間に1回、窓を開け部屋の空気を入れかえましょう。(2)結露の防止

また家具を壁から少し離す。
風通しを良くすることも大切です。

(3)適度な加湿

関東の冬は湿度が極端に下ります。湿度が下がるとノドや粘膜が乾燥して風邪にかかりやすくなります。

一般家庭の室内は、炊事・浴等により多湿状態であり加湿はありません。一方、ビニールの事務所等では、湿度が低くなることがあります。そこでは度の加湿が必要になります。

加湿器を使う場合は湿度30～60%を目安にし、過度の加湿に注意しましょう。また、沼

自體の過半を占めるのが、この

「差し上げます」「日用品を格安で販売します」などと声をかけられ、日用品はたくさんもらつたものの、周囲の熱気があおられた、あるいは恐そうな人たちに閉まれて帰るに帰れず、結局30～50万円もする高い羽毛布団を買つてしまつた。…

最近、このような強引な売り方で羽毛布団を買つてしまつたというご相談が増えています。ねらわれやすいのは一人歩きのねばあさんです。

「ここにちせは消費
『急告』ふたて
羽毛布団販売
【ねらわれやすい一人歩きの
おばあさん】
街を歩いていて見ず知らずの
人に声をかけられ、ビルの一室
などに誘われたことはあります
のか。

こんなことは消費生活相談員です
『急告』ふえている悪質な
羽毛布団販売

もありますが、契約書の不交付等の法律違反があれば別ですが、販売行為そのものを禁止することはできません。話しかけられてもついて行かないことが一票の自衛策です。

【しまつたと思つたら解約を
契約書を受け取つてから8
以内であれば無条件で解約で
ます。解約申出は書面（はが
で可）してください。

• () , °

名、年齢、性別、教室
お申込みください。
お問い合わせは、
または金曜コースのい
両方に申込んだ場合
住所、氏名を必ず記入
事務所
07
1252
になります。
（補充を含む）で優先受
親子・小学生・成人・
て選択した場合は、
限り、平成5年度第
「」
て扱います。

落選はがきを大切に

平成5年度 第2回西池袋湯水ゴルフ水泳教室募集案内

教室名(内容)	募集人数	対象	開催日・曜日	時間	用意するもの	費用(円)	申込方法
シルバー水泳教室 65歳以上の方を対象として健 康保育に重点をおいた水泳の 初步指導。	60名	区内在住、在勤の65歳以上 で、特に水泳の運動に支障 がないと認められている方	2月2・9・ 16・23日、 3月2・9日 (全6日間) 毎週水曜日	午前 9時30分～ 11時15分 (更衣時間を含む)	水着 水泳帽 (上記2点は 幼児も必着)	2,400	・申込手続 往復はがきに教室名、氏名、住所(勤務先)、年齢、性別、 電話番号を記入し、下記にお申込みください。
女性水泳教室 女性のみを対象に水泳の基礎 から泳力技術指導まで、泳力 にあつた指導。	60名	区内在住、在勤の女性 (18歳以上)		午前11時45分～ 午後1時30分 (更衣時間を含む)		2,400	・注意事項 1.お一人で2通以上の申込みをした場合は無効となります。 2.返信用はがきには、ご自分の住所、氏名を必ず記入して ください。
親子水泳教室 親子(幼児3歳～6歳)を対象 に水に親しむことを主体とし た水泳の初步指導。	25組	区内在住の親子 (親1人に対し子1人)		午後 2時～ 3時45分 (更衣時間を含む)		2,400	・あて先 豊島区立西池袋温水プール 〒171 豊島区西池袋4の7の5
小学生水泳教室 小学生を対象に水泳の基礎指 導から泳力技術指導まで、泳 力にあつた指導。	60名	区内在住、在学の小学生		午後 4時15分～ 6時 (更衣時間を含む)		1,200	・申込期限 12月22日(当日到着分まで)
区民水泳教室 水泳の基礎指導から泳力技術 指導まで泳力にあつた指導。	60名	区内在住、在勤者 (18歳以上)		午後 6時45分～ 8時30分 (更衣時間を含む)		2,400	・定員を超える申込みがあった場合は抽選になります。 ・第1回目に参加された方はご遠慮願います。

*上記教室を受講される方で、豊島区立体育施設使用料免除承認証をお持ちの方は、受講料が免除されます。
※次回は学校授業の関係で平成6年11月ごろになります。

西湖袋温水プール 3981-6468

いそがす あわてず 安全確認

年末交通安全キャンペーン
12月11日～20日実施

12月は、交通事故が多い時期で、平成2年から年々事故件数は、増加の傾向となっています。

(表4) 本年11月15日現在、都内の交通事故死者は38人と、多くの方が尊い生命をなくされています。

年末は人や車両の動きが活発になり、また、車両による荷物の運搬・積み降ろしが増えることにより、路上の放置・違法駐

止、交通渋滞や交通事故の誘因ともなっています。

そこで、今月の11日から20日までの10日間、地域から悲惨な交通事故をなくすため、都内一斉に「年末交通安全キャンペー

ン」が、次の三つの重点項目を掲げ実施されます。

① 若者等の無謀運転の追放

カーブ地点や交差点では、徐行や減速運転を心がけ、歩行者に対し、優しさと思いやりを持った運転をしましょう。

運転テクニックを過信せず、危険な車線変更や無理な追い越し、無免許運転等の無謀運転はやめましょう。

また、夜間や雨天時は前方の見通しが悪くなります。特に道路を横断する歩行者等には、十分に注意してください。

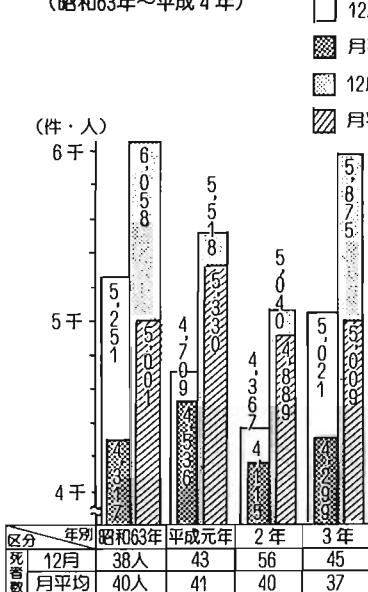
二輪車は、事故が起きたときに注意してください。

事故となるケースが非常に高く、利用者は二輪車の特性と危険性を十分熟知し、無謀な運転はやめ、安全速度を順守して、早めのブレーキを心がけてください。ヘルメットも必ず着用してください。(表2)

② 高齢者の交通事故防止

横断禁止場所の横断は危険です。近くの横断歩道を、左右確認とゆとりをもって横断しまし

表4. 年末(12月)の交通事故発生状況
(昭和63年～平成4年)



◇ 詳細：交通対策課内線2976

表3. 高齢者の交通事故死者(65歳以上)

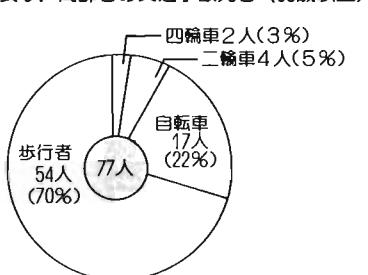
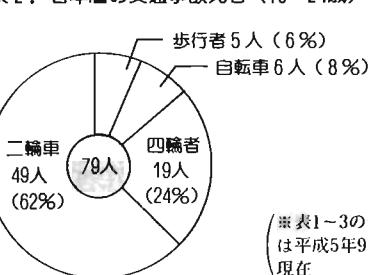


表2. 若年層の交通事故死者(16～24歳)



(※表1～3の数字
は平成5年9月末
現在)

表1. 都内の交通事故概要

区分	年比較	人身事故件数	死 者 数	負傷者数
本年		39,957	317	46,377
昨年		39,446	386	46,113
増減数		+511	-69	+264

自転車利用の皆さんへ

「世界の女性たちはいま」
人権週間に贈る展示とトーク

西原：12月9日(木)～10日(金)「お

者」と佐藤洋子(エポック10所

長)のトーク

② 12月10日(金)午後6時30分

～8時30分「文化に切り

替りのあるスピードで運転し、夜

間は、ライトを必ず点灯しま

よ。

自転車を利用すると、無

理な荷物の積み過ぎはやめ、余

裕のあるスピードで運転し、夜

間は、ライトを必ず点灯しま

よ。

また、夜間に外出するときは、明るい服装で、車両のライトに当たると光るリフレクター(反射材)を身に付けると、運転者が見て良く目立ち、事故防止の効果を發揮します。(表3)

また、幼児にはチャイルドシートを活用しましょう。

日ごろから、シートベルトの着用を習慣づけ、思ひぬ交通事故から自ら自らを守りましょう。

区民の皆さんには、家庭や地域から、交通安全の気運を盛り上げていいただき、安全で快適な街となるよう、積極的な協力を理解をお願いします。

● 道路を走行するときは、歩行者や車に十分注意し、特に、歩道では、歩行者の妨げとならないよう通行しましょう。

● 路地からの飛び出しや信号無視は、非常に危険です。一時停

けください。

ルールを無視すると思わぬ事

故に遭遇しますので、次のこと

がらを順守し、安全運転を心がけてください。

● 道路を走行するときは、歩行者や車に十分注意し、特に、歩道では、歩行者の妨げとならないよう通行しましょう。

● 歩道の駐輪は、歩行者にとって大迷惑です。きめられた自

転車駐車場や置き場を利用しま

しょう。

● 歩道の駐輪は、歩行者にとって大迷惑です。きめられた自

転車駐車場や置き場を利用しま

しょう。

● 夜間は、ライトを必ず点灯し、自分の位置を知らせるようにしま

す。

● 夜間は

